第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 45 号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１１月５日

第三管区海上保安本部長

福本　拓也（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名　　称　　千葉県山武土木事務所

（２）住　　所　　千葉県東金市東新宿1-11

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区　　域　　九十九里・南九十九里二号地区海岸
片貝海岸　外（調査区域図のとおり）

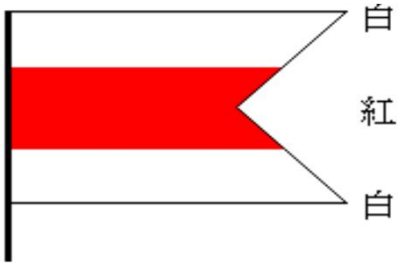
（２）期　　間　　令和８年１１月５日から
令和９年３月１８日

３　水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機

４　その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域図

九十九里・南九十九里二号地区海岸 片貝海岸 外

